

互助会会員の皆様へ

一般財団法人広島県職員互助会

一般財団法人広島県職員互助会では、インフルエンザ予防接種助成事業を次のとおり実施します。

【給付内容】

項 目	内 容
実 施 期 間	令和6年10月1日（火）～令和7年2月28日（金）
対 象 者	上記期間にインフルエンザの予防接種を受けた互助会会員 ※短時間勤務職員の互助会会員も対象となります。 （家族は対象となりません。）
助 成 金 額	ワクチン接種料の4分の3（10円未満の端数を切捨て） 助成対象回数は1回とする。

【インフルエンザワクチン接種及び請求における注意事項】

1 予防接種の手続

各自、予防接種実施医療機関で予防接種を受けてください。

（かかりつけの病院等で実施していない場合は、各地区の医師会ホームページ等を参考にしてください。）

地方職員共済組合広島県支部診療所でも実施します。（要事前予約）

診療所実施期間：令和6年11月1日（金）～12月12日（木）

2 助成金の請求手順

（1）請求書様式

別紙「インフルエンザ予防接種助成金請求書」

（2）添付書類

インフルエンザワクチン接種に係る領収書の原本

（他の医療行為の費用と混在している場合は、写しでも可能です。ワクチン接種に要した費用が分かるように、領収書に明記してもらってください。）

（3）請求書提出先等

提出先：広島県職員互助会 給付係（福利課内）

提出期限：令和7年3月10日（月）【必着】

事務局	給付係（福利課内）
担当	松浦
電話	082-513-2262